

○主観評価の実施基準

平成20年12月30日

告示第144号

(趣旨)

第1条 恵庭市競争入札参加資格関係事務処理要綱(平成7年4月1日実施。以下「要綱」という。)第5条第2項に規定する総合点を算出するための主観評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(主観評価の対象事業者)

第2条 主観評価の対象事業者は、要綱第5条第3項の規定により競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された事業者とする。ただし、次条第1項各号に掲げる主観評価項目に係る主観評価の対象事業者は、市内業者(市内に本社又は本店を置く事業者をいう。)又は準市内業者(市内に支店又は営業所を置く事業者をいう。)とする。

(主観評価項目等)

第3条 事業者の申請により行う主観評価の主観評価項目、要件及び主観評価項目点は、次の表のとおりとする。

主観評価項目	要件	主観評価項目点
(1) 障害者の雇用状況	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第5項の規定に基づく雇用状況の報告義務の区分に応じ、次に掲げる事業者 ア 報告義務がある事業者 法定雇用率を達成している事業者 イ 報告義務がない事業者 障害者を常時雇用している事業者	10点
(2) 災害時における市との協力体制	市と災害時における協定等を締結し、又は締結している団体に加入している事業者	10点
(3) ISO9001の認証取得	本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者	3点
(4) ISO14001等の認証取得	本社又は委任先若しくは市内の営業所が次に掲げる認証のいずれかを取得している事業者 ア ISO14001(財団法人日本適合性認定協会に認	3点

	<p>定されている審査登録機関、又は国際認定フォーラムにおける国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものをいう。)</p> <p>イ エコアクション21(財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証したものをいう。)</p> <p>ウ HES(エイチ・イー・エス推進機構が認証したものをいう。)</p>	
(5) 表彰の受章等	<p>定期申請時において、過去2年以内に次に掲げる表彰又は感謝状を受章等した事業者</p> <p>ア 道路ふれあい月間における国土交通大臣表彰</p> <p>イ 日本道路協会道路功労者表彰実施要綱に基づく表彰</p> <p>ウ 北海道開発局の優良工事等表彰</p> <p>エ 北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく表彰</p> <p>オ 恵庭市功労者等表彰条例(昭和55年条例第17号)に基づく善行者表彰</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、これに準ずる国、地方公共団体又は公的団体が行う表彰</p>	<p>1の表彰につき10点。ただし、20点を限度とする。</p>
(6) 雇用の拡大	<p>新たな雇用により、審査基準日に審査基準日の1年前の時点から正規従業員数の合計が増加している事業者</p>	10点
(7) 男女共同参画の推進	<p>審査基準日に、前回審査基準日以降女性管理職が増加している事業者</p>	10点
(8) 子育て支援	<p>「えにわか☆すこやかプラン」に基づく「恵庭市子育て応援企業表彰」を受けている事業者</p>	10点

(9) 消防団協力	「恵庭市消防団協力事業所表示証」を交付されている事業者	10点
(10) ドナー休暇制度	定期申請時において、骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に取得可能な特別休暇（ドナー休暇）を導入し就業規則等に定めている事業者	10点
(11) 健康経営への取り組み	定期申請時において、日本健康会議の「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者	10点

2 市が保有する資料に基づき行う主観評価の主観評価項目は、工事成績とし、付録の算式により主観評価項目点を算出する。

3 前2項の主観評価項目点は、これを合算し、主観評価項目合計点を算出する。

（主観評価の申請）

第4条 前条第1項に規定する主観評価の申請をしようとする事業者は、要綱第3条第1項に規定する基準審査年における競争入札参加資格審査申請時に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする事業者は、主観評価項目の区分に応じ、次の表に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 障害者の雇用状況	第3条第1項の表の第1号登録要件の欄の事業者の区分に応じ、次に掲げる書類 アに掲げる事業者 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し(申請日前直近の6月1日現在のもの) イに掲げる事業者 障害者の雇用状況届出書(誓約書)(別記様式第1号)
(2) 災害時における市との協力体制	災害時における市との協力体制を記載した届出書(誓約書)(別記様式第2号)
(3) ISO9001の認証取得	ISO登録証の写し(有効期限内のもの)
(4) ISO14001等の認証取得	ISO、エコアクション21又はHESの登録証の写し(有効期限内のもの)

(5) 表彰の受章	表彰されたことが確認できる書類又はその写し
(6) 雇用の拡大	ア 正規従業員として採用したことが確認できる書類（新たに採用した従業員の雇用契約書及び健康保険証の写し） イ 正規従業員数の合計が増加していることが確認できる書類
(7) 男女共同参画の推進	辞令書
(8) 子育て支援	恵庭市子育て応援企業表彰状の写し
(9) 消防団協力	消防団協力事業所表示証の写し
(10) ドナー休暇制度	取得可能な特別休暇（ドナー休暇）を定めている就業規則等の写し
(11) 健康経営への取り組み	日本健康会議の「健康経営優良法人」認定証の写し

(総合点の登録)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、要綱第5条第2項の規定により算出した総合点を資格者名簿に登録しなければならない。

2 前項の登録の期間は、登録の日から要綱第6条の資格者の登録期間の末日までとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条の規定により登録された内容に変更が生じた事業者は、速やかに変更内容を届出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに内容を審査し、必要と認めるときは、登録内容を修正しなければならない。

(実施の細則)

第7条 この告示の実施に関する事務は、総務部長が行う。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成4年11月18日から実施する。

附 則

この告示は、平成6年12月9日から実施する。

付録(第3条関係)

$$(a-b) \times 4$$

備考

- 1 a及びbは、それぞれ次の数値を表す。
 - a 恵庭市建設工事成績評定要領に定める工事成績評定書の成績評点の過去4年間における平均点
 - b 標準数値(b=65)
- 2 乗数の4は、反映係数を表す。

年 月 日

障害者の雇用状況届出書(誓約書)

(あて先) 恵庭市長

業 者 番 号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名
(受任者) 印

障害者を常時雇用している状況は次の通りです。
なお、この届出書の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

- 身体障害者手帳保持者を雇用している。
(身体障害者福祉法の規定に基づき発行されている手帳)
- 療育手帳保持者を雇用している。
(知的障害者福祉法の規定に基づき発行されている手帳)
- 障害者手帳保持者を雇用している。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき発行されている手帳)

- ※ 該当する箇所にチェックしてください。
- ※ この届出書は、常時雇用する労働者が56人未満の事業所(特殊法人にあっては48人未満)が対象です。
- ※ 「常時雇用している状況」とは、手帳保持者が健康保険(いわゆる社会保険)に加入していることです。なお、社会保険に加入していない方が加入する国民健康保険は除きます。
- ※ 確認できる書類のコピーを添付してください。

